

○傷病が再発した場合における事務取扱いについて

〔昭和56年12月25日地基企第50号
各支部長あて 理事長〕

第1次改正 平成4年9月1日地基補第168号

第2次改正 平成16年3月31日地基企第28号

第3次改正 平成30年4月1日地基企第21号

標記については、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に遺漏のないように願います。

なお、「傷病が再発した場合における補償等の取扱いについて（昭和44年4月11日地基補第210号）」は、廃止します。

記

- 1 この通知において「再発」とは、公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。）又は通勤により生じた傷病がいったん治った後において、その傷病又はその傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関し、再び療養を必要とするに至ったことをいう。（第2次改正・一部、第3次改正・一部）
- 2 再発した傷病について必要な補償を行う場合には、再発の認定を行うものとする。
- 3 再発の認定を受けようとする者は、再発認定の請求書を任命権者（地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長。以下同じ。）を経由して支部長に提出するものとし、支部長は、これを受理したときは、これが再発に該当するかどうかを認定し、その結果を請求者及びその任命権者に対し、書面で通知するものとする。（第2次改正・一部）